立山衆徒の出開帳

野口安嗣*

はじめに

昨年本書において、加賀藩の霊山御師に対する支配の一助として、岩峅寺衆徒の出開帳の実施にいたるまでの手続き方法をもとにその実施状況を明らかにしてきた。これにより、岩峅寺衆徒の勧進活動の一端をうかがい知ることができたが、出開帳はいつごろから実施されるようになったのかや、芦峅寺の出開帳の実態などについては明らかにすることができなかった。この点については、これまで佐伯立光氏(1研究史・[3])や廣瀬誠氏(1研究史・[4])の刊本の中で断片的にではあるが取り上げられている。

そこで本稿では、立山衆徒の出開帳に関する従来 の研究史の分析を通して、古文書などの文献資料を 活用しながら、岩峅寺衆徒の出開帳の実態を再検討 し、また芦峅寺衆徒の実施状況を明らかにしていく。 これにより、加賀藩は立山衆徒の出開帳に対してど のような認識を抱いていたのかを考察していく。

なお、文献資料としては『岩峅寺延命院文書』"・『参議公年表』"・『開帳旧記・宝物弘通旧記』"『自他国實物并法談願旧記』"・『寺社家開帳等并臨時之神事』。の古文書をもとに、『越中立山古文書』。『越中立山古記録』。を援用して論じていく。

1 研究史

立山衆徒の出開帳に関する先学研究者の主要な著書や論文には、次のものがある。

- [1] 高瀬重雄「近世における立山一山の組織と祭 礼」(『古代山岳信仰の史的考察』所収、角川昔 店、1969年)。
- [2] 日和祐樹「立山信仰と勧進」(『白山・立山と 北陸修験道』所収、名著出版、1977年)。
- [3] 佐伯立光「立山僧徒の布教活動」(『立山町史 上巻』所収、立山町、1977年)。
- [4] 廣瀬誠「立山衆徒の絵解きをめぐって」(『立 山黒部奥山の歴史と伝承』所収、桂書房、1984 年)。
- [1]では、近世の岩峅寺の宗教活動として、出開帳を注目すべき事柄として取り上げている。出開帳とは立山曼荼羅を開帳して出張先で布教することであり、文政10年(1827)を例にあげ、加賀藩の許

可と了解のもと藩領内で行われたとしている。[2]では、岩峅寺のみにみられる勧進活動として、堂塔修復の名目で行われた出開帳を取り上げている。文化・文政期の頃には領内のみならず信越地方でも実施しており、芦峅寺と争論を引き起こしたとしている。また文久年間には、岩峅寺は藩領内で3年間に渡って出開帳を実施しており、その際の宿寺には浄土宗寺院が多いことが紹介されている。[1][2]により、岩峅寺の出開帳の目的や開帳寺院・開帳仏についてうかがい知ることができるが、芦峅寺の実施状況についての記載はみられない。

これに対して[3]では、芦峅寺でも出開帳は、 媼堂内の常張鏡再建を目的に落から許可されたが、 天保7年(1836)の媼堂室前の仁王門の再建では許 可されなかったとしてその実施状況を紹介してい る。また、岩峅寺の出開帳については、慶長17年 (1612) 以来記録にみるとあり、文久2年 (1862) の事例において実施にいたるまでの手続きや宿寺との取り決めを岩峅寺文書を通して詳細に紹介している。

さらに [4] では、[1] から [3] の内容をふまえて岩峅寺衆徒の出開帳の実態を文献資料を提示して考察し、その布教地域はおおむね滞領内に限られると規定している。また、芦峅寺衆徒の寛政7年(1795) に媼堂再建を名目とした出開帳の例はある

が、仁王門再建の出開帳が許可されなかったことからも、あくまでも出開帳は岩峅寺衆徒の特権である としている。

以上、先学研究者の研究成果を顧みれば、出開帳の概略は把握できるが、出開帳をすべて同質のものとしてとらえているため総説的な内容になっている。そこで次章以降では、立山衆徒の出開帳の変遷を検討することによりその実態について論じていく。

2 岩峅寺衆徒の出開帳の実態

2.1 慶長期から享和期にかけての実施状況

加賀藩政期においては、立山の諸堂社のうち峰本社の修復は藩の御普請(史料②)*によるが、諸堂末社修復については衆徒の自善請とし、自普請が困難な場合に再建費用を捻出する手段の一つとして、開帳寺院を宿寺として立山の霊像や宝物を拝ませて信施を集める出開帳がおこなわれた。

岩崎寺衆徒の出開帳は、慶長17年(1612)に高岡において実施していたものが現時点で確認できる最初の記録であり、次に正徳2年(1712)に実施していたことが史料①・②によりうかがえる。

『岩峅寺延命院文書』正徳2年(1712) 6月11日 の条より、以下を翻刻する。

史料(1)

立山大権現之末社四十社悉及大破、自力を以修復 難仕ニ付、浄土山阿弥陀如来・室堂聖観音・地獄谷 之地蔵并宝物品々、慶長拾七年修補之砌奉願於高岡 開帳仕候、依之今般御當地ニ而、當七月廿八日ゟ八 月四日迄右之品々致開帳助力を以修理仕度旨、願書 付ニ拙者共添書を以御年寄衆江相達候處ニ、則入御 覧候条願之通一七日開帳可申付旨御申渡候間、右之 日数可在開帳候、朝六時ゟ門を飛ら起晚七半時ニ仕 廻夜中参詣人可為無用候、尤諸事作法宜火之用心急 度可被申付候、以上 壬辰 (正徳二年) 六月十一日

伊藤平右衛門 印

立山岩峅寺衆徒中

永原左京

ED

『岩峅寺延命院文書』享保4年(1719)5月11日の条より、以下を翻刻する。

史料(2)

立山社堂六拾六社在之内本社之儀者御建立、其外者先規
が破損修理等衆徒
か仕来候、然共自力ニ而難叶、慶長拾七年并正徳弐年於御当地、浄土山阿弥陀如来・室堂聖観音・地獄谷地蔵令開帳以助力致修復候、立山之内伽羅陀山満沙こ堂け之社及大破ニ、近年衆徒困窮仕自力ニ修理難成候間、伽羅陀山地蔵、満沙こ堂け聖観音并玉殿岩屋阿弥陀、今般於御当地七月廿三日
の八月三日
を致開帳助力を以修理仕度旨、願書付拙者共添書
の面年等衆江相達候處、願之通十日開帳可申付旨御申渡候条、右之日数可有開帳候、朝六時よ里門を飛らき晩七半時仕廻夜中参詣人可為無用候、尤諸事作法宜火之用心厳重ニ可被相心得候、以上

巳亥(享保四年)五月十一日

伊藤内膳

菊池大学 印

E[]

立山岩峅寺衆徒中 永原左京 印

岩峅寺延命院には、寺社奉行所からの出開帳許可 状が6通現存している(第1表)。このうち、正徳 2年(1712)から享和2年(1802)にかけてはほぼ 同じ様式の許可状が発給されており、許可の判断は 滞の年寄によっておこなわれている⁹⁹。享保4年 (1719)の実施についてには(史料②)、『参議公年 表』²⁰享保4年7月23日の条に、「於卯辰寶泉坊、 立山之地蔵観音并絵図等今日ヨリ開帳ス」の記載が あり、開帳寺院として卯辰宝泉坊、開帳仏として立 山の地蔵観音、宝物として山絵図や木版の案内図あるいは、立山曼茶羅と考えられる絵図が開帳されたことが裏付けられる。また、安永2年(1773)の実施については、『開帳旧記』。安永2年5月の条に、「立山開帳之儀、御親故首尾能相勤則開帳仕候、依之帰山之節、御上御祈祷等執行仕候而、先前之通御札指上申度候」とあり、開帳終了後に従来通りお札を献上することを蒂に願い出ている。

第1表 岩峅寺衆徒に対する加賀藩の出開帳認可状

発給年月日	許可期日	開帳寺院(場所)	寺社奉行	掲載史料番号及び関連資料
正徳2年	7/28~8/4	(御当地)	伊藤平右衛門	史料①
(1712)			永原左京	
6月11日				
享保4年	7/23~8/3	卯辰宝泉坊	伊藤内膳	史料②
(1719)			菊池大学	『参議公年表』
5月11日			永原左京	
安永2年	4/21~4/晦日	卯辰宝泉坊	寺西弾正	『開帳旧記』
(1773)			伊藤内膳	
图3月			永原求馬	
享和2年	4/21~5/朔日	卯辰愛染院	品川主殿	
(1802)			中川清六郎	
4月			前田修理	
文政5年	9/11~	魚津法善寺等2寺	山崎庄兵衛	史科③
(1822)			富田外記	
9月	翌年3/3~	飛州古川林昌寺	青山将監	
文政10年	8/21~9/11	卯辰観音院	多質豫一右衛門	『開帳旧記』
(1827)	9/18~9/22	小松誓圓寺	玉井勘解由	
8月	10/1~10/3	本吉世尊院	前田式部	

凡例:本表は、『岩峅寺延命院文書』"の寺社奉行所から岩峅寺衆徒に宛てた出開帳認可状をもとに、『参議公年表』"・『開帳旧記』"と照らし合わせて一覧表に作成したものである。

2.2 文政期から天保期における岩峅寺衆徒の 他国進出

岩峅寺衆徒は文政期に入ると、領国内の魚津法善寺や卯辰観音院で出開帳を実施するかたわら(第1表)滞領国外へも進出し、文政2年(1819)頃には越後で、文政6年(1823)には飛騨・美濃で、文政7年(1824)には越前で出開帳を実施している(第2表)。ただし、文政6年の尾張への進出は、不首尾に終わっている。この間、藩の許可が確認でき

るのは飛驒の古川(史料③)と高山だけであり、それ以外の地域では無許可で実施していたことが、天保4年(1833)9月の金沢での裁判から判断できるい。そして天保2年(1831)9月からは、岩峅寺惣持坊と般若院が信州に入り込み、勧化・奉加・配札を実施しているい。さらに天保4年(1833)には、藩の許可のもと越後から江戸に至る大規模な開帳計画を企てたがい。これは芦峅寺衆徒により阻止されている。

『岩峅寺延命院文書』文政5年(1822)9月の条より、以下を翻刻する。

史料③

立山権現等開扉当月十一日
の新川郡魚津法善寺等 弐ケ寺、来未三月三日
の飛州古川林昌寺等両寺ニお るて、右開扉并宝物致弘通度旨、願書付年寄中江相 達候處、願之通可申渡由ニ候条、願之日数令執行、 朝六時ゟ門を飛らき晩七半時仕舞夜中者参詣人可為 無用候、尤諸事作法宜火之要心堅相心得候様宿寺江 可申談候、以上

文政五年 九月

山崎庄兵衛 印

富田外記 印

立山岩峅寺衆徒中 青山木

青山将監 印

第2表 岩峅寺衆徒の他国進出

年代	実施則日	国名	開帳寺院 (場所)	岩峅寺担当坊
文政2年	5月	越後	松代村観音堂	中道坊・玉蔵坊・六角坊
(1819) 頃	秋	,	高田城下今町	,
		,	頭城郡能生宿	,
		,	糸魚川善集寺	*
文政6年	3月	飛騨	古川林昌寺	明星坊·圓林坊
(1823)		"	高山国分寺	,,
		"	下呂温泉寺	*
	4 月	美濃	金山長福寺	,
		"	加納城下西方寺	玉蔵坊
		"	中津川玉林寺	
	不首尾	尾張	城下栄国寺	明星坊 - 圓林坊
	*	"	大野村東立寺	"
文政7年		越前	城下西山光照寺	多賀坊・六角坊
(1824)	5/12~5/19	"	三国出村月窓寺	,
天保4年	中止	越後	糸魚川辺より	惣持坊·般若院
(1833)			小谷四ヶ條	
		信濃	松本城下辺より	
			伊那郡所々	
		三河		
		遠江		
		駿河		
		甲斐	甲府通り	
		信濃	諏訪郡より上田辺	
		上班	85.06	
		此就		
		江戸		

凡例:本表は、『越中立山古記録 第1巻』138頁~145頁をもとに、『研究紀要 第10号』61~62頁・『岩崎寺延命院文書』文政 5 年 9 月の条と照らし合わて一覧表にまとめたものである

2.3 天保期以降の実施状況

天保9年(1838)、岩峅寺衆徒は大阪にて仏像を 修復した際に難波法善寺で開帳したいと願い出たが ・・・・、藩からは「近年、他国宝物弘通之義ニ而も出入 り共不相成事ニー統江申渡」として認められていな い。そしてこれ以降、岩峅寺衆徒の出開帳が認可されるのは、史料を管見する限り文久2年(1862)だけである(史料④)。しかしその実施にあたっては、「御領国中并富山領内」(第3表)まで一円に及び、4年間で秋と春通算5回を数え、開帳寺院にいたっ

ては25寺と、それまでの領国内で実施された出開帳 とは比較にならないほど大規模なものであった¹⁵¹。

『開帳旧記』文久2年(1862)7月の条より、以下を翻刻する。

史料(4)

立山大権現諸末社大破ニ付為修覆、同山大権現等 御領国中并富山御領内ニおゐて、当秋よ里来々子年 秋迄之間、出開帳等仕度旨等願書付年寄中江相達候 所、於金沢開帳之義前々与者日数多ニ候得共、段々 願之趣ニ付格別ニ被承届候条、夫々日数之通令開帳、 朝六時ゟ門を飛らき晩七半時仕廻夜中参詣人可為無 用候、尤諸事作法宜火之要心堅可被申付候、以上

文久二年七月	篠原	印
	品川	印
立山岩峅寺	織田	印

2.4 小結

岩峅寺衆徒の出開帳は、享和2年(1802)までは 藩の許可のもと、「御当地」と呼ばれる領国内の寺 院を宿寺として、7日間から10日間程度開帳されて いたと考えられる。しかし文政期に入ると第1表に あるように、文政5年(1822)には魚津法善寺など 2寺で、文政10年(1827)には卯辰観音院など3寺 と領国内の複数の寺院で実施することが認可されて おり、文政10年(1827)には藩主一族の参詣¹⁶¹もみ られ、移動日も含めると1ヶ月以上にわたっている ことからも、この時期の立山信仰はかなりの人気を 博していた考えられる。

このような文政期の出開帳の領国内の実施状況の変化とともに、さらに注目すべきことは、元来芦峅寺衆徒の廻壇配札活動によって築き上げられた他国の檀那場に進出することにより教線拡大をはかっていることである。実際に文政7年(1824)の越前での出開帳では、これを契機に、「其以来、年々種々相進、此方旦那等引込、講中等取結、配札等仕居申候」中として檀那場を形成している。このため芦峅寺衆徒は自分たちの檀那場を守るために、芦峅寺に

第3表 文久2年から慶応元年にかけての実施状況

年代	実施期日	開帳寺院	
文久2年	間8/29~9/4	魚津法善寺	
(1862)	9/6~9/9	明日山千光院	
秋	9/12~9/15	滑川徳城寺	
	9/17~9/19	東岩瀬巒昌寺	
文久3年		放生津光山寺	
(1863)		氷見西念寺	
谷		所口資幢寺	
		穴水来迎寺	
		宇出津天徳寺	
		飯田村大運寺	
		輪島法蔵寺	
		富木西光寺	
		一ノ宮長福院	
秋	8/22~9/9	卵辰観音院	
	9/12~9/18	小松誓鬥寺	
		本吉世夢院	
文久4年	3/2~3/4	小杉三ケ村連王寺	
(1864)	3/6~3/12	高岡西福寺	
存	3/14~3/17	今石動観音寺	
	3/19~3/22	福光寬仁寺	
	3/24~3/27	井波浄蓮社	
	3/29~4/2	杉木新町真寿寺	
慶応元年	8/28~9/4	富山城下来迎寺	
(1865)	9/6~9/8	八尾賓幢寺	
秋	9/10~9/16	岩峅寺	

凡例:本表は、『研究紀要 第10号』56頁~59頁の文久2年 から慶応元年にかけての開帳寺院の実施状況をまと めたものである。なお、文久3年春の実施期日につ いては、9寺で実施されたことは確認できるが、具 体的な期日については確認できないため空白とした。

も定住していた龍淵™の助言を得て、文政8年 (1825) 5月の条「配札―作根本也」™で、自他国 配札は自分たちの職掌であるとしてその不法性を寺 社奉行所に訴えている。さらに天保3年(1832) 12 月の条200 では、岩峅寺衆徒によって信州の檀那場が 侵略され自分たちの活動が窮地に追い込まれた実情 を報告し、天保4年(1833)の越後から江戸に至る 開帳計画の許可の取り消しをもとめ、天保4年 (1833) 8月の条200 では、「出開帳ニ事寄、如斯諸国 申語り、芦峅寺旦那場相掠、追々岩峅寺之配札場ニ 仕候、此保ニ而捨置候而ハ、芦峅寺渡世之旦那相失 ひ申ニ付、此度岩峅寺 ゟ以後開帳ニ事寄、諸国相働申義は、御指留被為成下候」として、岩峅寺衆徒の出開帳を名目とした他国進出の禁止を願い出ている。これに対して加賀藩は、天保 4 年(1833)1月「右開帳之義ハ御聞届無之候」 20 として岩峅寺の越後から江戸に至る開帳は認めないとの判断を下しており、同年 9月に金沢において岩峅寺・芦峅寺双方の衆徒を呼びだし、岩峅寺衆徒の藩領国外への進出を詮義している□。その結果、藩は岩峅寺衆徒の藩領国外への出開帳・配札の禁止、万一違反者を見聞したら報告することとの判決を下しており 20 法 声峅

寺衆徒にとっては一安心だったにちがいない。

これにより、領国内に活動が限られた岩峅寺衆徒の出開帳実施の記録は、天保4年(1833)以降1度しか見られない。しかしその実施規模は第3表にあるように、文政期の開帳寺院・実施期日を遙かに凌ぐものであり、出開帳にかける岩峅寺衆徒の意気込みが推し量られる。またその経済的規模については現時点では明らかにすべき文献資料はないが、実施規模から判断して信者の信施は多大なものにのぼったのではないかと考えられる。

3 芦峅寺衆徒の出開帳の実態

3.1 寛政期の実施状況

芦峅寺の諸堂舎のうち、媼堂・閻魔堂・布橋・帝 釈堂・講堂・大宮・若宮の修復は滞の御普請による が、それ以外の堂舎は自普請であったと考えられる。 そのため、自普請が困難な場合には、岩峅寺同様再 建費用を捻出する手段として出開帳の実施を願い出 ている。

芦峅寺衆徒の出開帳が、現時点で確認できる最初の史料は寛政7年(1795)のものである。天明2年(1782)に媼堂が焼失し、焼失した脇立尊像や荘厳の再建を目的として、寛政7年(1795)の7月15日から8月15日までの30日間、卯辰乗龍寺において実施が許可されている。(史料⑤)

さらに、寛政7年(1795)の実施を前例として、 同じく焼失した常張鏡の再建を目的として、寛政9 年(1797)の3月1日から3月20日までの20日間、 才川真長寺において実施が許可されている。(史料 ⑥) ²¹¹

『自他国資物并法談願旧記』寛政7年(1795)4 月の条より、以下を翻刻する。

書付を以奉願上候

當山御媼堂天明二年二月焼失仕候、其節御媼者焼 亡不仕候得共、脇立尊像并莊厳等焼亡仕候=付再建 仕度奉存候得共、近年当山参詣人茂落り其上一山困 窮仕候故、未再建等不得仕怎入申候、依之御媼尊并 宝物等為結緣卯辰於乘龍寺諸人為相右賽銭を以少々 宛再建之手掛仕度奉存候=付き、當七月十五日ゟ八 月十五日迄之日数三拾日之間弘通之義奉願候、願之 通被為仰付被下候様奉願上候、以上

宽政七年卯四月

寺社御奉行所 立山芦峅寺 衆徒中 印 社人中 印

此書付之候、御用番江被掛御目候事 右御聞届之段、押御紙面を以被仰渡候

但、押御紙面八開帳留ニ有之候事

『寺社家開帳等并臨時之神事』寛政9年(1797) 2月の条より、以下を翻刻する。

史料(6)

立山媼堂先年焼失之砌、常張致焼失今般令再建候処、造用多相懸り致難法候、依之當三月朔日ゟ晦日迄日数三十日之間、當所才川寺町真長寺ニおゐて、諸人為結縁為拝懇志を受度旨願書書付相達候条、願日数之内三月朔日ゟ廿日迄廿日之間日数承届候間令弘通、朝六時ゟ門をひらき晩七半時仕廻夜中者参詣

史料(5)

人可為無用候、尤諸事作法宜火之要心堅可被申付候、 以上

巳 二月

立山芦峅寺

品川

衆徒中

一、右芦峅寺同様之願=而、日数三十日寛政七 年御聞届之事

3.2 天保期の実施状況

『自他国質物并法談願旧記』の天保7 (1836) 年 4月の条によれば、芦峅寺では媼堂宝前の仁王門が 先年焼失(文化4年3月23日の火災か)したため、 昨年屋根下まで自普請を行なったが、屋根までは再 建できなかった。そこで「寛政七年卯年ニ、御媼尊 并宝物等御城下江弘通奉願上候処、御聞済被為成下 候先例も御座候ニ付、今般御媼尊弄開山之霊像宝物 等弘通仕度奉願上候」として、寛政7年(1795)の 前例をあげて、出開帳の実施を藩に願い出ており、 5月3日から14日間高岡称念寺において、8月18日 から21日間卯辰観音院において許可されている(史 料⑦)。しかし実際には、高岡称念寺の場合は、宿 寺の都合で5月10日から7日間(史料③)、卯辰観 音院の場合は、理由は明らかではないが一旦御用番 年寄中により認可が取り消され、再度の願いにより 10月は差し障りが無いということで10月1日から21 日まで許可され実施している(史料⑨) 50。また、 卯辰観音院では「未ヶ弘通不行渡」としてさらに7 日間の延期を願い出たが、これは認められなかった物。

『自他国資物并法談願旧記』より、以下を翻刻、 一覧する。

史料(7)

(天保7年4月の条より)

立山媼塩宝前二王門先年致焼失、去夏ゟ再建ニ取 懸漸々屋根下迄致出来候得とも、微力ニ而ハ屋根等難 致成就、依之於高岡称念寺当五月三日ゟ二七日、於 卯辰観音院当八月十八日ゟ三七日之間、媼尊并宝物 等致弘通參詣人懇志を受、右門棟上致度旨願書付年 寄中ニも相達候条、右日数令弘通朝六時ゟ門をひら き晩七半時仕廻夜中ハ参詣人可為無用候、尤諸事作 法宜火之要心堅可被申付候、以上

丙申 四月

立山芦峅寺

前田万之助 印

衆徒中

史料(8)

(天保7年4月の条より)

芦峅寺衆徒江

立山媼尊并宝物等高岡称念寺=おゐて、当五月三 日ゟ二七日之間弘通致度旨先達而相願承届候、然處、 宿寺差支之義有之候=付、同十日ゟ一七弘通有之度 旨重而願之趣御承届之条先達而申渡被上候、紙面之 通可被相心得候事

申五月

史料(9)

(天保7年8月の条より)

立山媼尊宝前二王門先年致焼失、去夏ゟ再建ニ取懸漸々屋根下迄致出来候得共、微力ニ而ハ屋根等難致成就、依之、於高岡称念寺当五月三日ゟ二七日之間媼尊并宝物等致弘通、且、於卯辰観音院ニも当八月十八日ゟ三七日之間弘通之義御承届候之處、年寄中僉儀之趣有之、右於観音院之弘通指留ニ相成候得共、十月ニ到り候得者指支無之旨ニ付、同月朔日ゟ廿一日迄三七日之間弘通之義重而願之趣年寄中ニも相達候条、右日数令弘通朝六時ゟ門を飛らき晩七半時仕舞夜中者零詣人可為無用候、尤諸事作法宜火之要心堅可被申付候、以上

丙申 八月

立山芦峅寺

成獅 印

衆徒中

3.3 小結

芦峅寺衆徒の出開帳は、現存する史料から判断すれば領国内に限って実施されており、開帳仏として 媼尊や慈興上人像と考えられる開山之霊像、立山曼 荼羅と考えられる宝物などを開帳して信者から信施 を集め再建費用を捻出している。開帳寺院として寛 政期には金沢の寺院を宿寺として、天保期には高岡 と金沢の複数の寺院を宿寺としている。これは、岩 峅寺衆徒の享和期にかけての金沢の寺院を宿寺とし たものや、文政期の領国内での複数の寺院を宿寺と したものと実施状況の変化は似ており、卯辰観音院 では文政10年(1827)に岩峅寺衆徒が、天保7年 (1836)に芦峅寺衆徒がそれぞれ20日間程度実施し ていることからも、この時期までの芦峅寺衆徒の出 開帳は、領国内における岩峅寺衆徒出開帳と同等の ものであったと考えられる。

しかし、芦峅寺衆徒の出開帳の記録を確認できる のは3度だけであり(第4表)、それ以前あるいは それ以降に実施されていたかについては、現時点では史料的制約から明らかにすることはできない。ただ、少なくとも寛政7年(1795)の実施を前例にあげて寛政9年(1797)・天保7年(1836)が許可されていることから、この間は芦峅寺衆徒の出開帳が藩に了承されていたと指摘できる

また、天保7年(1836)の仁王門再建にあたっては、閻魔堂に安置されている龍淵の位牌での裏面の一部に「開山廟所仁王門再建」と記されていることから、岩峅寺の他国進出阻止に助力してくれた龍淵が、ここでも芦峅寺衆徒に協力して関わっていたと考えられる。

第4表 芦峅寺衆徒の実施状況

発給年月日	許可期日	開帳寺院	实施則日	掲載史料番号及び関連資料
寛政7年4月 (1795)	7/15~8/15	卯辰乘龍寺	7/15~8/15	史料⑤
寛政9年2月 (1797)	3/1~3/20	才川寺町真長寺		史料⑥ 『越中立山古文書』
天保7年4月 (1836)	5/3から14日間 8/18から20日間	高圖称念寺 卯辰観音院	5/10から7日間 10/1~10/21	史料⑦~⑨ 『越中立山古文書』

凡例:本表は、『自他国資物并法談願旧記』・『寺社家開帳等并臨時之神事』をもとに『越中立山古文書』(「声崎寺文書」 110・174・175)と照らし合わせて一覧表にまとめたものである。なお、寛政9年の実施期日については確認できないため 空白とした。

4 まとめ

本稿では、立山衆徒の出開帳の実態について検討してきた。

立山衆徒の出開帳の起源については、史料的制約 から明らかにすることはできない。しかし、おそく とも慶長17年(1612)には、岩峅寺衆徒によって高 岡で実施されており、これ以降現存する史料の上か ら考えれば、定期的ではないが幕末まで続いたこと は明らかである。

この間、芦峅寺の出開帳の記録は、岩峅寺に比べてはるかに少ない。その理由として、一つ目には、正徳元年(1711)の加賀藩公事場奉行の判決。以降、

立山山中諸堂社の管理権は岩峅寺が握っており、その修復・再建は岩峅寺衆徒が行っているため、芦峅寺衆徒は自分たちの諸堂社の管理だけをすればよく、二つ目には、芦峅寺衆徒は、廻壇配札活動によって得られた収益を祠堂金として加賀藩寺社奉行所に預け入れており、諸堂社の修復や再建にはこの収益をあてることで、火災や災害などよほど一山全体の自普請が困難な場合を除いて、出開帳を実施する必然性がなかったと考えられる。しかしだからといって、先行研究にあるように、あくまでも出開帳は岩峅寺の職堂としてとらえられていいのだろう

か。立山衆徒の宝永6年(1709)から天保4年(1833)までの間で何度か繰り広げられた宗教的権利をめぐる争論のなかでも、加賀藩の出開帳の職掌に対する内容は見られず、天保4年(1833)の判決の際も、加賀藩は岩崎寺の領国外の出開帳の禁止は出しても、出開帳の職掌についてまでは言及していない。それゆえ、芦崎寺の天保7年(1836)の仁王門屋根再建の出開帳について開帳寺院の日程を変更しながらも許可していることを考慮すれば、加賀藩では立山衆徒の出開帳に対しての職掌分担の認識はなかったのではないかと指摘できる。

また、岩峅寺衆徒の他国進出に対して加賀藩は、 当初は一部許可を与えたり黙認の姿勢が見られた が、芦峅寺衆徒からの度重なる訴えにより、天保4 年(1833)に「向後、岩峅寺他国配札等=被出候義、 御指留」³¹¹として領国外での出開帳を禁止している。 これは、加賀藩でも岩峅寺衆徒の領国外の出開帳は それまでの領国内の出開帳とは異なり、福江充氏が 刊本の中²⁰¹ で指摘されているように、岩峅寺衆徒の 出開帳から派生した芦峅寺的な廻壇配札活動であ り、芦峅寺衆徒の他国廻壇配札活動の職掌を犯すも のであるという認識が働いたと考えられる。そして これ以降、加賀藩が岩峅寺衆徒の領国外での出開帳 を認めた史料はみあたらないが、文久2年 (1862) に領国内一円の大規模な出開帳の実施を認めている ことから、岩峅寺衆徒に対しても配慮していたと考 えられる。

このように加賀藩政期における立山衆徒の出開帳の変遷は、最終的には藩の意向に沿って成り立っており、巧みな操作で立山衆徒の支配を展開していったのではないだろうか。

註

- 1) 『岩崎寺延命院文書』 岩崎寺の 宿坊延命院には、近世の寺社・ 衆徒関係78点、近世の草高・年貢 関係51点、近代の社寺・神職関係 172点、近代の戸長役場・村・家 関係77点、絵図・版物 5 点、計 383点が所蔵されている。
- 2)『参議公年表』加賀藩 5 代藩主 前田綱紀の42歳から卒去まで、天 和4年(1684)~享保9年(1724) までの年表。金沢市立玉川図書館 加越能文庫所蔵
- 3) 『開帳旧記・宝物弘通旧記』 享保14年(1729) 以降の加越能三 国の寺社の開帳、宝物、仏事神 事などの記録。慶応元年(1865) までの追加あり。金沢市立玉川 図書館加越能文庫所蔵

- 4)『自他国資物并法談願旧記』 藩の菩提所、外護所、祈祷所な どの寺庵による宝物公開及び法 会・再建等の願ついての元禄8 年(1695)~慶応4年(1868)ま での記録。金沢市立玉川図書館 加越能文庫所蔵
- 5)『寺社家開帳等并臨時之神事』 寺院や神社の開帳顧及び神事願15 件を収録。金沢市立玉川図書館 加越能文庫所蔵
- 6) 『越中立山古文書』(木倉豊信、 立山開発鉄道株式会社、1962年12 月)。
- 7) 『越中立山古記録 第1卷』(廣 瀬誠、立山開発鉄道株式会社、 1989年9月)。
- 8) 「岩峅寺文書364」(『越中立山古

- 文書』所収、301頁・302頁)。
- 9) 拙稿「岩峅寺衆徒の出開帳」 (『富山県 [立山博物館] 研究紀要 第10号』所収、48頁~54頁、『富 山県 [立山博物館] 編集・発行、 2003年 3 月31日)。
- 10) 拙稿「岩峅寺衆徒の出開帳」 (『富山県 [立山博物館] 研究紀要 第10号』所収、54頁・56頁)。
- 11) 『越中立山古記録 第1卷』165 ~173頁。
- 12) 『越中立山古記録 第1巻』155 頁。
- 13) 『越中立山古記録 第 1 巻 』 140 頁。
- 14) 『自他国質物并法談願旧記』(天 保9年) 十一月廿日の条。
- 15) 詳細な実施状況については、拙

- 稿「岩峅寺衆徒の出開帳」(『富山 県 [立山博物館] 研究紀要 第10 号』所収、56~58頁)を参照。
- 16) 拙稿「岩峅寺衆徒の出開帳」 (『富山県 [立山博物館] 研究紀要 第10号』所収、53頁)。
- 17) 『越中立山古記録 第 1 巻』 145 頁。
- 18) 福江充「もと高野山の学呂龍淵 の在地宗教活動」(『立山信仰と立 山曼荼羅』所収、11~40頁)。
- 19) 『越中立山古記録 第 1 卷』 136 ~137 頁。
- 20) 『越中立山古記録 第 1 巻』 142 頁。
- **21**) 『越中立山古記録 第1巻』 146 頁。

- **22**) 『越中立山古記録 第1巻』143 頁。
- **23**) 『越中立山古記録 第1巻』146 頁。
- 24) 同様の内容が「芦峅寺文書110」 (『越中立山古文書』所収、51頁) に見られる。
- 25) 同様の内容が「芦峅寺文書174・175」(『越中立山古文書』所収、 86頁) に 見られる。
- 26) 『自他国資物并法談願旧記』申 (天保7年) 十月廿日の条。
- 27) 福江充「もと高野山の学呂龍淵 の在地宗教活動」(「立山信仰と立 山曼荼羅」所収、31頁の注釈 3)。
- 28) 『越中立山古記録 第1巻』55 ~60頁。

- 29) 福江充「芦峅寺宿坊家の廻壇配 札活動とその収益の行方」(『近世 立山信仰の展開』所収、439~442 頁の注釈26) によれば、芦峅寺宝 泉坊は弘化3年(1846) に20両、 嘉永2年(1849) に80両、文久2 年(1862) に100両、文久3年 (1862) に100両を藩寺社奉行所に 預け入れている。
 - 30) 『越中立山古記録 第1巻』147 ~148頁。
 - **31**) 『越中立山古記録 第1巻』147 頁。
 - 32) 福江充「立山衆徒の勧進活動と 立山曼荼羅」(『立山信仰と立山曼 荼羅』所収、111~119頁、岩田書 院、1998年4月)。